

秋田市告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年4月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人いず み会	ケアハウス スプリング ヒル	秋田市泉菅野二丁 目17番11号	令和4年3月31日	特定施設 入居者生 活介護、 介護予防 特定施設 入居者生 活介護
医療法人 祐愛会	清遊園指定 居宅介護支 援事業所	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	令和4年3月31日	居宅介護 支援